

2023年漁業センサスに向けた課題と対応方針

	課題（背景、要望等）	検討の前提	対応方針
調査周期について	<p>【都道府県系統からの要望】</p> <p>省庁間での連携を密にし、調査客体が重複感や負担感を持たないように調査時期等を考慮してほしい（漁業センサスと同時期に、国（所管省庁不明とのこと）より別の調査の協力依頼があり、調査客体の多くが、漁業センサスに対し、重複感や負担感を持っていたとの報告あり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業センサスについては、調査創設以来、5年周期で実施しているところ。 ・水産基本計画の評価及び見直しを行う際の水産業の実態を表すデータとして活用されており、等間隔の時系列比較ができなくなることで実態に即した水産基本計画の見直し、計画に基づく施策の推進等に支障をきたすことから、水産基本計画の見直しに合わせた5年ごとの実施が不可欠である。 ・農林水産省が実施する水産業に関する標本調査の母集団としての役割も担っているため、それらの標本調査の調査設計や調査結果に影響を及ぼす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省が実施する基幹統計については、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心に調整しているところであるが、漁業センサスについては、実施年度の変更は困難である。 ・漁業センサスの各調査で重複する客体等に対しては、ご協力のお願等（資料3の別添3参照）を活用して漁業センサスの全体像の理解を深めるようにする。 ・その上で、地方自治体の負担軽減に向けた運用に努める。
調査方法について	<p>【都道府県系統からの要望】</p> <p>調査方法について検討してもらいたい。</p> <p>（例えば、漁協への調査委託、国一括調査、都道府県調査、水産主管課経由調査、郵送調査、少客体数の場合の市町村職員実査等）</p> <p>客体数が極めて少ない市町村においては、実査調査員を設置せず、統計業務の一環として市町村職員が実査できる仕組みづくりが必要。</p> <p>調査票のポスティングを可能としてもらいたい。</p> <p>【地方組織系統からの要望】</p> <p>①郵送調査、外部（民間）委託にしてほしいか。</p> <p>②郵送、オンライン回収できなかった客体を調査員調査で補完する方法、職員による面接調査も可能となるよう見直せないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本調査は水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする唯一の基幹統計であり、水産基本計画の評価及び見直し並びに各種水産統計調査の母集団整備に活用されているため、調査結果の精度確保の観点から、回収率の低下が懸念される調査方法の変更は望ましくない。 ・2018年漁業センサスではすべての調査においてオンライン調査を導入しているが、引き続き効率的な調査の実施となるよう検討する必要がある。 ・客体が少ない場合の市町村職員による実査に関して、調査員が見つからない等のやむを得ない場合は、現行においても職員を調査員として任命することは可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海面漁業経営体調査については、引き続き2018年漁業センサスと同様の法定受託事務による調査員調査での実施を基本と考える。 ・なお、客体が少ない場合の市町村職員による実査については、市町村職員を調査員として任命することにより、実施可能と考える。 ・他方、2018年漁業センサスにおいて郵送調査とした海面漁業地域調査、内水面漁業地域調査、魚市場調査については、調査客体も明確であるため、郵送・回収業務等の民間委託も可能と考える。 ・このため、民間委託に係る財源を令和5年度予算概算要求に盛り込んでおり、民間委託を前提とした調査設計を行う。 ・また、内水面漁業経営体調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査については、地方組織の負担軽減等の観点から、往復郵送調査を基本とし、郵送による回収が困難な場合は地方組織職員又は調査員による回収を前提とした調査設計を行う。

	課題（背景、要望等）	検討の前提	対応方針
調査範囲について	<p>【都道府県系統からの要望】</p> <p>居住地での調査ではなく漁協の管轄ごとの調査としていただきたい。</p> <p>住所エリアの調査区設定ではなく所属漁協で調査区を設定した方が効率がよい。</p> <p>前回調査時と同様の漁業地区・集落で調査すると、どうしても名簿作成で混乱が生じたり調査員の負担が大きくなったりするため、次回の状況次第では、その点を配慮してもらいたい。 (東日本大震災被災地)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査区は客体の重複、脱漏を防止し、調査員の受け持ち範囲（責任分解）を明確にするために設定する。 調査区の設定に当たっては、漁協に属さない客体についても漏れなく把握する必要があることに留意する必要がある。 漁業地区を区分していたこれまでの調査区設定の考え方を変えることにより、基本指標番号の採番ルールの変更に伴う新たな基本指標番号の付与に一定程度の労力が掛かることに留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁協に属さない客体を重複、脱漏なく把握するためには、調査区を地域範囲で区分して設定する必要がある。 また、継続的な小地域統計を作成するために、各客体の所在する（居住地の）漁業地区、漁業集落を正確に把握する必要がある。 調査区の設定については、客体（漁協に属さない客体も含む）の重複、脱漏を防止し、調査員の受け持ち範囲（責任分解）を明確にすることを前提として、各自治体の判断により、効率的な実施が可能となる範囲で設定してもらうことも考えられるが、新たな基本指標番号の採番ルールに基づく基本指標番号の付与に一定程度の労力が掛かることも<u>考慮し、従来どおりとした上で調査実施上効率的と認められる場合は漁業地区等を超えた範囲を1人の調査員が受け持つことが可能となる運用とする。</u>
小地域統計の地域範囲について	<p>【都道府県系統からの要望】</p> <p>漁業集落の名称、地域範囲を見直したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小地域統計に用いる地域の見直しは「過去とのデータの連続性（時系列比較）」と「最新の精確な地域統計及び今後のデータの連続性」とのトレードオフの関係である。 2003年漁業センサス以降は見直しを行っていない。 2008年の海面漁業地域調査の見直しにより、漁業集落に関する項目（集落内の施設等）が廃止されたことにより、小地域統計作成のためだけの地域範囲となった。 経年による経営体の所在の移転が必ずしも基本指標番号に反映されておらず、漁業地区、漁業集落の地域範囲と基本指標番号に不整合が生じているおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業地区、漁業集落の地域範囲や名称について、<u>データの連続性を考慮して見直しは行わず、現行の漁業地区を踏襲する。</u> <u>なお、多くの共同漁業権の存続期間が令和5年までとなり、2023年漁業センサスの実施時期前後に一斉更新を迎えることから、更新後の状況により、必要に応じて2028年漁業センサスでの見直しの検討も考えたい。</u> また、併せて、内水面における小地域統計の地域範囲は、<u>秘匿措置の状況や利活用の実態を考慮し、内水面漁業地域、内水面漁業集落の集計を取りやめることとする。</u>

	課題（背景、要望等）	検討の前提	対応方針
調査項目等について	<p>【都道府県系統及び地方組織系統からの要望】 調査項目を簡素化してもらいたい。</p> <p>【都道府県系統からの要望】 専門用語が多く、わかりにくく複雑で記入・審査が難しい。</p>	<p>・調査項目については、行政部局、母集団として利用する調査担当等と調整の上で設定している。</p> <p>・本調査は水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする唯一の基幹統計であり、新たな水産基本計画に基づく施策の推進に必要なデータの的確な把握が必要である。</p> <p>・精確な調査結果を得るためには、報告者及び調査実施主体の過度の負担とならないように配慮する必要がある。</p> <p>また、誤解を招かない適切な表記や丁寧な説明が必要である。</p>	<p>・調査結果の利活用の状況や施策の推進に必要な事項のニーズを把握した上で、試行調査に代わる調査手法、調査内容等の検証業務を通じて <u>調査票の構成、表記等を検討した結果、資料5-1のとおりとする。</u></p>
客体把握調査員について	<p>【都道府県系統からの要望】 客体把握調査と海面経営体調査を一体化してもらいたい。 (客体把握調査員の廃止を検討してもらいたい。)</p>	<p>・海面漁業経営体調査の客体把握調査員は、実査に先立ち、事前に客体候補者の情報を漁協からの聞き取りにより最新に補正することを目的として漁業地区ごとに1名設置している。</p> <p>・事前の客体候補者の補正は、適切な調査区の設置、漏れのない円滑な実査に資するものである。</p> <p>・客体把握調査員の業務を実査調査員が担う場合に想定されるメリット・デメリットは以下のとおり。</p> <p><メリット></p> <p>地方自治体における調査員の任命等に係る事務負担が軽減される</p> <p><デメリット></p> <p>最新の客体候補者の情報の補正を行わない場合の適切な調査区の設置が困難となる</p> <p>各漁協においては、実査期間に複数の実査調査員から客体候補に関する情報を聞き取りされることによる負担が増加する</p> <p>客体を重複、脱漏なく整理するための事務が複雑となる</p> <p>実査期間における必要作業が増加する</p>	<p>客体把握調査員を廃止し、実査調査員に一本化させることについては、客体把握調査員設置の趣旨、事務の流れ、メリット・デメリットを考慮すると、必ずしも地方自治体の負担が軽減するとは限らず、一体化させることで実査期間の事務が複雑になるなど、逆に負担が増加することが <u>が想定されるとともに、試行調査に代わる調査手法、調査内容等の検証業務における調査実施主体へのヒアリングにおいても一本化が有効であるとの趣旨の意見が得られなかったこと</u>から、従来どおり。</p>